

稲城市地域公共交通会議委員名簿

平成27年7月7日現在

番号	役職名	氏名	所属	摘要
1	会長	鈴木 文彦	識見者	2号委員
2	副会長	川島 幹雄	東長沼自治会代表	7号委員
3	委員	今野 浩児	一般社団法人東京バス協会乗合業務部	3号委員
4	委員	岡村 淳	小田急バス株式会社運輸部運行計画担当課長	4号委員
5	委員	田崎 達久	京王電鉄バス株式会社運輸事業部乗合バス事業担当課長	4号委員
6	委員	永山 輝彦	神奈川中央交通株式会社運行計画部計画課長	4号委員
7	委員	伴ノ内 生香	小田急バス労働組合町田支部副支部長	5号委員
8	委員	藤原 廣彦	八幸自動車株式会社代表取締役	6号委員
9	委員	進藤 直人	稲城市身体障害者福祉協会会長	7号委員
10	委員	田淵 昌男	みどりクラブ連合会会長	7号委員
11	委員	和田 裕美	幼稚園父母の会連合会会長	7号委員
12	委員	塩田 宏奈	稲城市保育園保護者会連絡会会長	7号委員
13	委員	城所 清美	矢野口自治会代表	7号委員
14	委員	北口 隆一	大丸自治会代表	7号委員
15	委員	藁粥 忠	百村自治会代表	7号委員
16	委員	後藤田 英俊	坂浜自治会代表	7号委員
17	委員	馬場 栄次	平尾自治会代表	7号委員
18	委員	川崎 信一	押立自治会代表	7号委員
19	委員	小林 富司夫	向陽台地区連合会代表	7号委員
20	委員	堀田 耕一郎	長峰連合会代表	7号委員
21	委員	亀山 茂	若葉台地区自治会連絡会代表	7号委員
22	委員	石川 雄司	関東運輸局東京運輸支局首席運輸企画専門官	8号委員
23	委員	矢野 修次	多摩中央警察署交通課長	9号委員
24	委員	植木 修	東京都南多摩東部建設事務所管理課長	10号委員
25	委員	鈴木 秀治	稲城市福祉部長	1号委員
26	委員	西山 誠	稲城市市民部長	1号委員

※網掛けは新委員

稲城市地域公共交通会議設置要綱第3条

- (1) 市の関係部長のうち市長の指名するもの 2人
- (2) 識見を有する者 1人
- (3) 一般社団法人東京バス協会から推薦を受けた関係者 1人
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者から推薦を受けた関係者 3人以内
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体から推薦を受けた関係者 3人以内
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業者から推薦を受けた関係者 4人以内
- (7) 市民代表 14人以内
- (8) 国土交通省関東運輸局長から推薦を受けた関係者 1人
- (9) 警視庁多摩中央警察署から推薦を受けた関係者 1人
- (10) 東京都南多摩東部建設事務所から推薦を受けた関係者 1人

参考 会議の構成員と役割分担について

構 成 員	主 な 役 割
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の移動手段確保に対する責任者 ・地域の公共交通に関する課題への対応と地域の真のニーズの把握
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な視点からの指導・助言 ・複数市町村の取り組みに対する調整
地域住民・利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、利用者ニーズの代弁者（特定地区に偏ったニーズの代弁者とはならないように留意したい） ・利用者の視点に立った地域における乗合輸送サービスの設定・運行計画策定への参画 ・地域の公共交通を支えるという視点から、自ら交通行動を行う主体として参画
交通事業者（バス・タクシー）	<ul style="list-style-type: none"> ・交通サービスの提供者として、ノウハウを活かした企画参画
運転者が組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・運転者を通じて得られる利用者ニーズの報告とその対応提案 ・労働条件及び労働環境からの意見・提言
事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交通ネットワーク構築のための事業者間調整
警察・道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・交通保安、道路管理の観点から、運行計画の円滑な実施に向けた指導・助言
学識者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の合意形成を図る上での助言
運輸局・運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・先進事例等、各地での取り組みの情報提供 ・地域の公共交通のあり方に関する指導

※主宰者の役割

・会議の開催はもとより、地域の乗合輸送に関する相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、利用者への苦情等に対応するため窓口を設置する。

・県が主宰者である場合も、市町村において同様の窓口を設ける必要がある。

・利用者等からの苦情等の連絡を受けた場合には、輸送の安全の確保等を通じ適切な運営を確保するため、構成員に通知を行い、地域公共交通会議で対応を協議し必要な指導を行う。

※地域公共交通会議をよりよいものとするための調査検討会『地域公共交通をよりよいものとするためのガイドライン 【概要版】』より